

部長会議付議事案書（協議）

（平成30年10月4日）

提案課名 企画課 国県事業推進課
 報告者名 高垣秀一 杉田佳一

事案名	新東名高速道路秦野サービスエリア（仮称）に関する要望について	資料 有
提案趣旨	<p>平成32年度末に予定されている新東名高速道路の供用開始は、地域の活性化と持続可能なまちづくりを進めるうえで重要な契機ととらえています。</p> <p>そこで、中日本高速道路株式会社が、秦野サービスエリア（仮称）の整備に当たり、本市の要望を確実に反映していただけるよう、次のとおり要望書を提出するものです。</p>	
概要	<p>1 新東名高速道路秦野サービスエリア（仮称）に関する要望事項 別添のとおり</p> <p>2 提出先 中日本高速道路株式会社</p> <p>3 要望事項</p> <p>(1) 本市との継続的な意見交換の場の創設</p> <p>(2) 秦野らしさの発信に関する事項（7項目）</p> <p>(3) 施設整備に関する事項（3項目）</p>	
経過	<p>平成30年6月末～7月 各課等へ要望事項の照会・回答（15課から27項目）</p> <p>〃 8月～ 要望書案の作成</p> <p>〃 9月～ 要望書の提出に係る中日本高速道路株式会社との調整</p>	
今後の進め方	<p>平成30年10月 要望書の提出（日時は調整中）</p> <p>〃 11月～ 中日本高速道路株式会社との要望事項の協議開始</p> <p>※ 提出する要望事項の内容をはじめ、関係各課から提出された要望事項についても併せて協議していく。</p>	

新東名高速道路秦野サービスエリア(仮称)に関する要望事項

次の要望事項の実現に向け、当市との継続的な意見交換の場の創設をお願いします。

1 秦野らしさの発信

- (1) 当市の意向を踏まえたサービスエリアの名称決定
- (2) 秦野名水をPRする親水施設（名水を利用した噴水や名水を体感できる水場等）の設置
- (3) 商業施設等への秦野産木材の使用及び市民と協働した道路施設の植樹事業の実施
- (4) 新東名高速道路から当市域及び相模湾を望むパノラマ展望台や案内看板（ジオラマ等）の設置
- (5) 当市の事業等の情報発信や誘客を図るための観光案内所の設置
- (6) 商業施設等への地元事業者の出店スペースの確保
- (7) 遺跡発掘調査成果である遺物や当市ゆかりの歌人の短歌等の展示並びに遺構（縄文時代の敷石住居址）の移築

2 施設整備に関すること

- (1) ヘリポートについて、救急医療用ヘリコプターの離着陸場としての登録
- (2) 高速バス停留所の誘致及び高速バス利用者の施設内駐車場の利用許可
- (3) サービスエリアから区域外に徒歩で移動できるよう、施設内の歩行者通路の設置やアクセス動線の工夫

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年10月 4日）

提案課名 契約課 下水道施設課

報告者名 渋谷 寛 山口 廣

<p>事案名</p>	<p>工事請負契約の変更について 「第1号公共下水道大根第10雨水幹線整備工事（平成28年度継続費設定）」</p>	<p>資料 有</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>上記工事については、平成29年5月18日に株式会社フジタ横浜支店と工事請負契約を締結し、現在施工中であります。設計内容の一部に変更が生じたため、変更契約を締結したので、その概要について報告するものです。</p> <p>なお、本工事は、契約金額が1億円以上の工事として、秦野市議会との先例申合せに基づき議員連絡会に報告した案件であるため、本変更契約についても同様に報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 契約金額</p> <p>(1) 当初契約日 平成29年5月18日 当初契約金額 594,000,000円（税込）</p> <p>(2) 変更契約日 平成30年9月20日 変更後契約金額 605,795,760円（税込） 変更金額 11,795,760円増額（約1.99%増）</p> <p>2 変更内容（詳細は別紙資料のとおり）</p> <p>(1) 構造物撤去工の追加（体積24立方メートル）</p> <p>(2) 既設水路接続工の形状変更（一式）</p> <p>(3) 舗装版切断工の追加（延長513メートル）</p> <p>(4) すりつけ舗装範囲の拡大（面積483平方メートル）</p> <p>(5) 発生土処分先及び埋戻し材料の変更（一式）</p>	
<p>経過</p>	<p>平成29年 5月18日 工事請負契約を締結</p> <p>同年 7月 4日 部長会議に付議</p> <p>同年 7月14日 議員連絡会に報告</p> <p>同年7月及び8月 地元へのあいさつ、地元説明会を開催</p> <p>同年 9月 現場作業着手</p> <p>平成30年 9月20日 工事請負変更契約を締結</p> <p>同年10月 1日 部分払の請求に伴う既済部分検査申請書を受領</p>	

今後の
進め方

平成30年10月16日 議員連絡会に報告
同年10月中旬 既済部分検査を実施
同年10月下旬 部分払金の支払い
平成31年 9月17日 工事完了予定

平成30年10月 4日
財 務 部 契 約 課
上下水道局下水道施設課

工事請負契約の変更について

- 1 工 事 名
第1号公共下水道大根第10雨水幹線整備工事（平成28年度継続費設定）
- 2 工事場所
秦野市鶴巻南四丁目地内
- 3 工 期
平成29年5月19日から平成31年9月17日まで
- 4 契約の相手方
神奈川県横浜市神奈川区金港町7-3
株式会社フジタ横浜支店
上席執行役員支店長 三浦 隆一
- 5 契約金額
 - (1) 当初契約日 平成29年5月18日
当初契約金額 594,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額44,000,000円)
 - (2) 変更契約日 平成30年9月20日
変更後契約金額 605,795,760円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額44,873,760円)
変更金額 11,795,760円増額（約1.99%増）
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額873,760円)
- 6 変更内容及び理由
 - (1) 構造物撤去工の追加（体積24立方メートル）
試掘調査を行った結果、工事の支障となる地下埋設物があることが判明したため、その撤去及び処分費を追加するものです。
 - (2) 既設水路接続工の形状変更（一式）
下流側既設水路接続部の施工方法について、請負業者から現場で築造するボックスカルバートを大きくすることについて提案があり、これを精査したところ、ボックスカルバートを既設水路の壁に接続でき、既設水路内

での作業がなくなるため、既設水路の排水能力を損なうことなく安全に施工できるとともに、大雨時の現場養生や雨天後の現場復旧などの天候の影響による付帯工事がなくなるといった利点があり、また、工事の目的を満たしていることから、この提案に基づき変更するものです。

(3) 舗装版切断工の追加（延長 5 1 3 メートル）

既設舗装版の取壊しに伴い発生する振動及び騒音を低減してほしい旨の強い要望が沿道住民からあったことから、振動等の低減を図るため、事前に舗装版を網目状に切断する舗装版切断工を追加するものです。

(4) すりつけ舗装範囲の拡大（面積 4 8 3 平方メートル）

覆工板設置に伴う段差を改善するためのすりつけ舗装について、通行車両や歩行者の安全を確保する観点から、覆工板設置後に再度測量や現地立会等を行い、検討した結果、すりつけ範囲を拡大する必要があることから、その面積を変更するものです。

(5) 発生土処分先及び埋戻し材料の変更（一式）

改良土プラントから、本工事の発生土を長期間仮置きすることができなくなり、発生土の受入れができない旨の申し出があったことから、発生土の搬出先を雑色処分場に変更するとともに、埋戻し材料を改良土から流動性埋戻土に変更するものです。

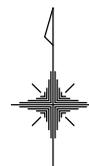
7 位置図

3 ページのとおり

8 平面図

4 ページのとおり

位置図



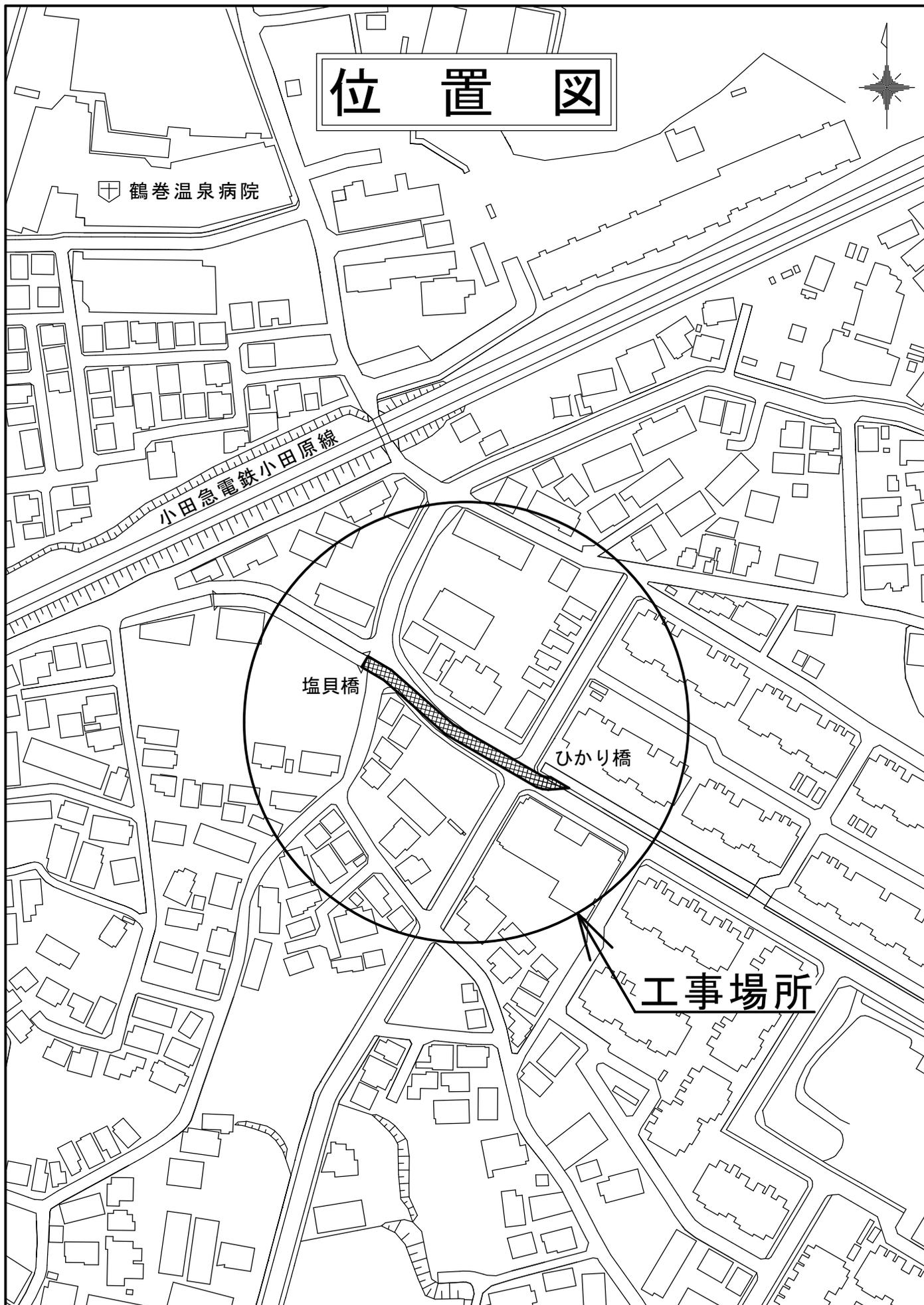
鶴巻温泉病院

小田急電鉄小田原線

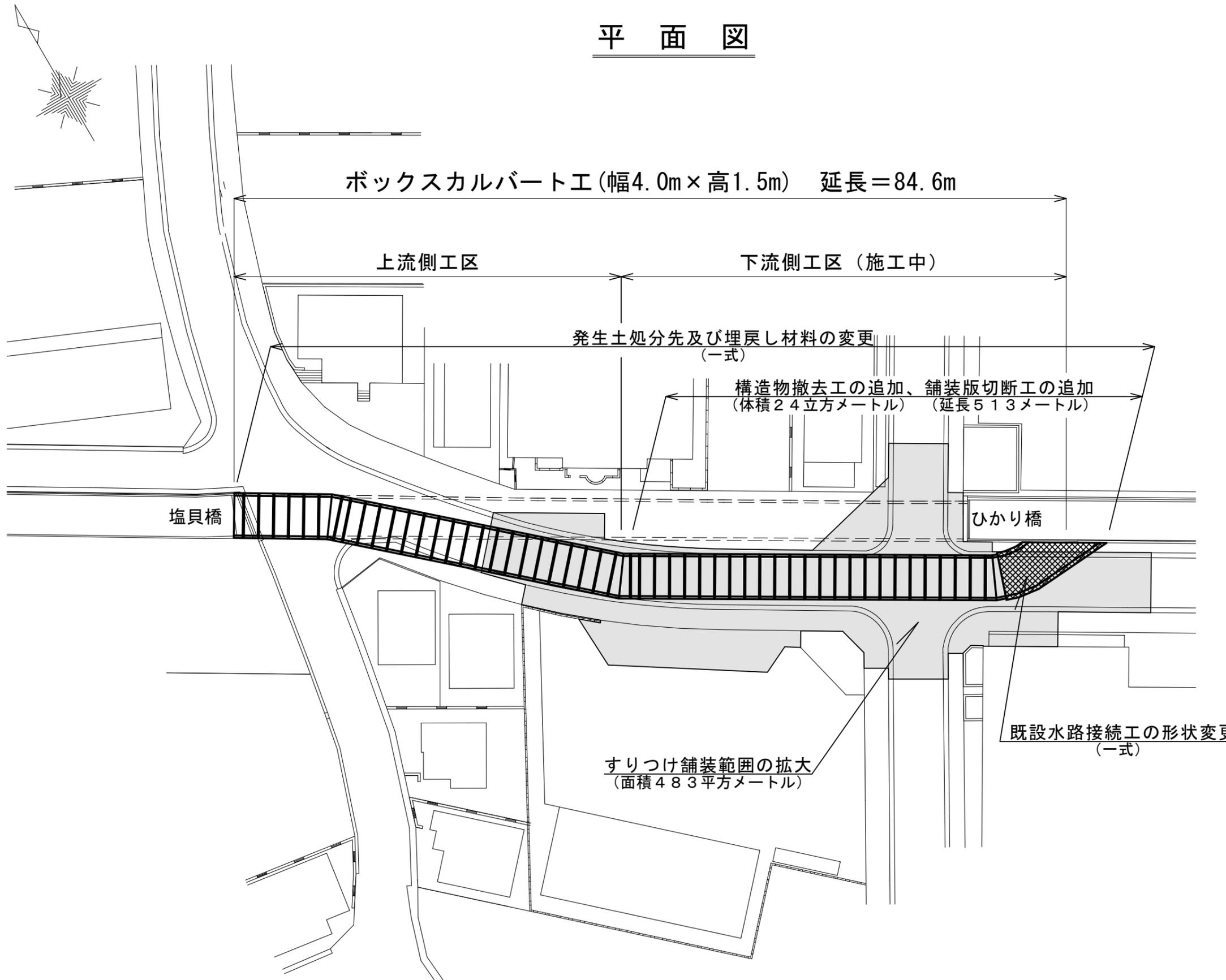
塩貝橋

ひかり橋

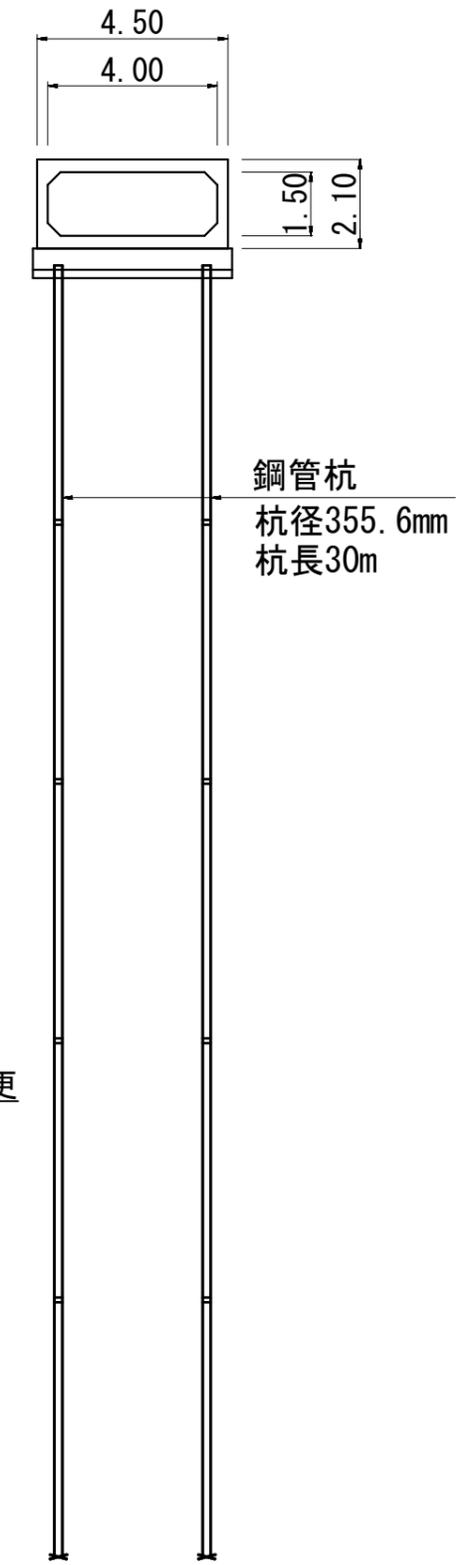
工事場所



平面図



標準断面図



土地利用委員会

調整部会

審議案件報告書

報告 2

(平成30年9月 調整部会)

平成30年10月(定例部長会議) 開発建築指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
1	(事業名)	春日町207番	(事業主名)	第一種住居地域	961.95	長屋住宅1棟 (世帯用4戸) 共同住宅1棟 (世帯用9戸)
2	(事業名)	菖蒲字沼城下2079番1ほか	(事業主名)	市街化調整区域	1,340.57	工場兼用住宅1棟 専用住宅1棟 駐車場の整備

(注) 区域面積1,000m²以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び分譲住宅または集合住宅等で10戸以上の環境創出行為を掲載。

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年10月4日）

提案課名 環境資源対策課

報告者名 古尾谷 明美

事案名	可燃ごみの減量に向けた取組みについて	資料有
提案趣旨	<p>本市のごみ処理は、現在、はだのクリーンセンターと伊勢原清掃工場の2施設で焼却処理を行っていますが、平成37年度末までに、老朽化した伊勢原清掃工場焼却施設の稼働を停止し、はだのクリーンセンター1施設体制へ移行することとしています。</p> <p>秦野市ごみ処理基本計画では、中間目標年度である平成33年度までに計画どおりに減量が進まない場合、家庭ごみの有料化の導入に向けた検討を進めることとしていますが、有料化は市民に大きな負担となることから、有料化することなく目標を達成していくため「ごみダイエット大作戦」を実行します。</p> <p>分別に対する市民の協力を得るに当たり、まずは、職員が率先して分別の徹底を図っていくことが重要であることから、職員の協力を求めるものです。</p>	
概要	<p>本市の平成29年度の可燃ごみ総量は約39,000トン、はだのクリーンセンターにおける本市分の可燃ごみの年間処理能力は約33,600トンであり、平成37年度末までに約5,400トンの削減を図る必要があります。</p> <p>これまでも、草類の資源化、生ごみの減量、事業系一般廃棄物の削減など、市民や事業者に対する可燃ごみの削減を呼びかけてきましたが、今後は、もう一度原点に立ち返り、最も減量効果のある分別の徹底を全市民に呼びかけ、市民・事業者・行政が一体となった活動を全市的に展開していくものです。</p> <p>そのため、まずは、職員一丸となって可燃ごみの減量に取り組んでもらう「庁内ごみの資源物混入0宣言^{ゼロ}」をするとともに、自宅においても、市民の模範となるように、率先して資源化への取組みをお願いするものです。</p>	
経過	<p>【計画の改定】</p> <p>平成29年 3月 秦野市ごみ処理基本計画を改定</p> <p>【市民に対する取組み】</p> <p>平成29年 9月 広報はだの特集号（可燃ごみの現状と減量目標の公表） 非電動式生ごみ処理機キエーロの市内販売を開始</p> <p>10月 古紙類の品目の見直しと出し方の簡素化の実施</p> <p>11月 リユース物品の販売イベント「もったいないDay!」を実施</p> <p>平成30年 3月 秦野市廃棄物対策審議会に専門部会を設置し、可燃ごみ減量に向けた具体的な取組みを検討</p>	

<p>経過</p>	<p>平成30年 6月 市内3地区（本町、東、北地区）において家庭系草類の分別収集を実施</p> <p>可燃ごみの内容物調査を行い、資源物等の混入状況を調査</p> <p>8月 広報はだの特集号（可燃ごみの現状と減量目標）</p> <p>9月 「ごみダイエット大作戦」コーナーを市役所、市内各公民館に設置し、ごみの現状や減量目標の見える化を実施</p> <p>【職員に対する取組み】</p> <p>平成29年 7月 庁内リサイクル委員に対して多量発生ごみを含むごみの分別徹底などの説明会を実施</p> <p>平成30年 7月 //</p>
<p>今後の進め方</p>	<p>資源物の分別の徹底、草類の資源化、事業系一般廃棄物の削減、生ごみの減量を図るため、各課の協力のもと今まで以上の情報発信を行い、市民の協力を得ながら、ごみ減量に取り組むものです。</p> <p>【主な取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資源物の分別の徹底 2 草類の資源化 3 事業系一般廃棄物の削減 4 生ごみの減量 5 庁内ごみの資源物混入^{ゼロ}0宣言

ごみの減量に向けた取組みについて

平成30年10月4日

環境産業部環境資源対策課

1 秦野市ごみ処理基本計画（平成29年度～43年度）の概要

(1) はだのクリーンセンター1施設による焼却体制への移行

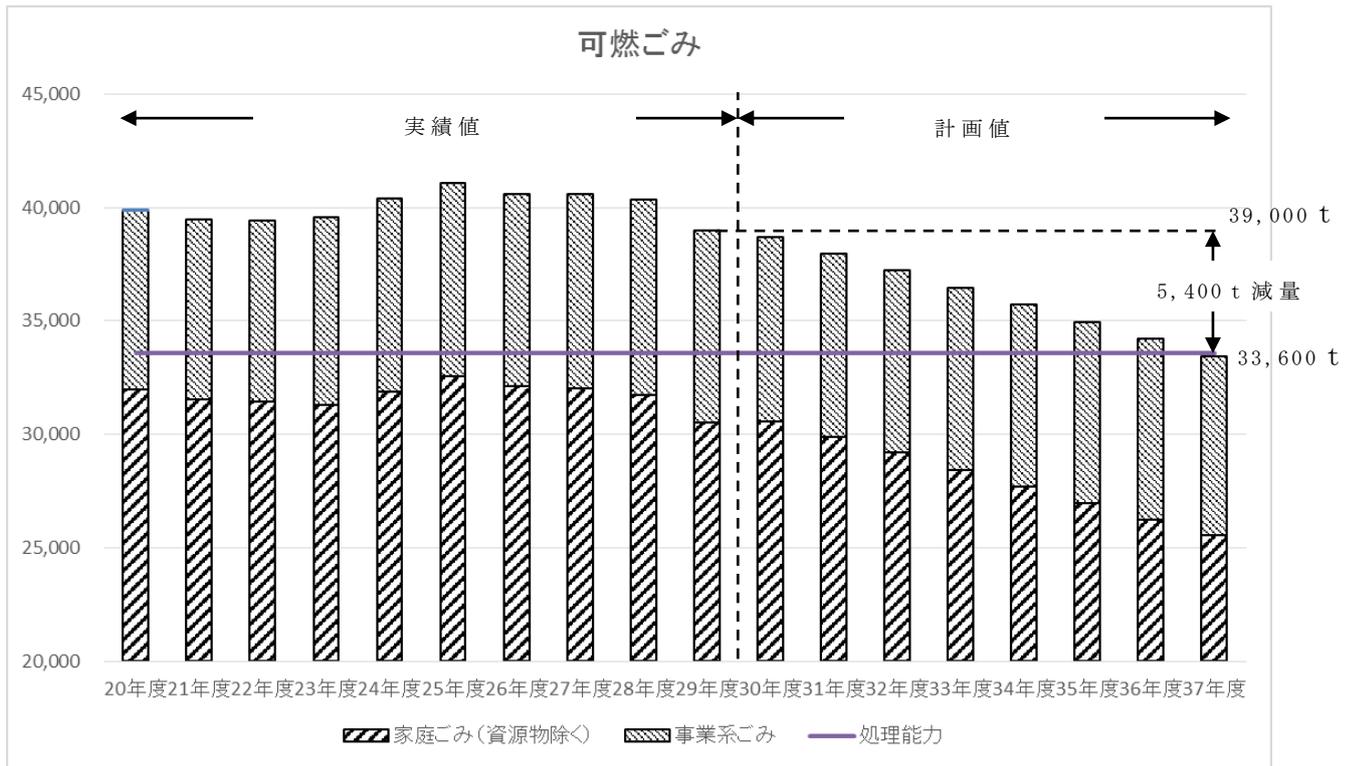
伊勢原清掃工場90t/日焼却施設については、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「二市組合」という。）が、「伊勢原清掃工場90t/日ごみ焼却施設維持管理計画」を策定し、延命化の検討を進めました。この計画を基に、秦野市、伊勢原市及び二市組合で構成する、ごみ処理計画策定等相互調整会議で今後の方向性を検討した結果、修繕費用及び基幹改良工事に係る焼却体制を考慮し、平成37年度末までの稼働が限度であるとししました。

（二市組合の所管事業）

(2) 家庭ごみの有料化の検討

平成38年度から、はだのクリーンセンター1施設体制での焼却に移行するため、さまざまな減量・資源化施策を継続、強化するとともに、草類等の新たな資源化施策を実施します。それでも、本計画の中間目標年度である平成33年度までに、ごみの減量が計画どおり進まなかった場合には、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進していく観点から、家庭ごみの有料化の導入に向けた収集方法や料金設定等の具体的な条件の検討を進めることとしています。

2 実績値と計画値の推移



3 今後の進め方

平成38年度から、はだのクリーンセンター1施設での焼却体制とするためには、平成29年度の搬入実績から、約5,400tの減量が必要となります。市長の諮問機関である秦野市廃棄物対策審議会でも、専門部会を設置し、可燃ごみ減量に向けた具体的な取組みを検討することとしました。取組み内容として、可燃ごみに混入している資源物の調査、事業系ごみの実態調査、生ごみ減量のための実態調査の3点を挙げ、新たな資源化施策を展開し、可燃ごみの減量を図ります。

(1) 資源物の分別の徹底（914t）

家庭の可燃ごみの15.6%を占める資源の混入を分別の徹底により削減します。

平成29年度のごみ量の実績に換算すると年間約6,084tが混入していると想定されることから、そのうち、約15%に当たる914tの削減を目標とします。

具体的な取組みとしては、収集場所の可燃ごみに含まれる資源物等の混入率を調査し、市民に対し、改めて資源の分別方法やごみ減量方法を指導します。

また、市民が資源物を出しやすくするため、資源物の回収拠点を拡充します。

(2) 草類の資源化（3,000t）

家庭の可燃ごみの22.4%を占める「草類（雑草・草花・落ち葉）」の資源化を新たな方策として進めます。

平成29年度のごみ量の実績に換算すると年間約6,800tの草類が排出されていると想定されることから、そのうち3,000tの資源化を目標とします。

(3) 事業系一般廃棄物の削減（420t）

・厨芥類の資源化の促進

⇒多量排出事業者の厨芥類の資源化率の向上

平成37年度目標：多量排出事業者がはだのクリーンセンターへ搬入する厨芥類の18パーセント（280t）

- ・ 多量排出事業者への立入り検査
⇒多量排出事業者を立入り検査し、分別、減量の指導
- ・ 産業廃棄物等の搬入禁止の徹底
⇒産業廃棄物や資源化できる紙類の搬入禁止の徹底
- ・ 小規模店舗による減量の取組み
⇒分別、食べきり、水切り、使いきりの徹底

(4) 生ごみの減量（４６０t）

各家庭に合った減量方法を推進するため、「生ごみ減らし隊」の登録者や生ごみ処理機補助金交付者に対する活用状況などのアンケート調査を実施し、取組み事例を公表するなど啓発を図ります。

項目	平成37年度末減量目標
人口減少による減	608t
分別の徹底	914t
草類分別収集	3,000t
事業系ごみ	420t
生ごみ	460t
合計	5,402t

4 ごみの減量に向けた職員の取組みについて

本市では、はだのクリーンセンター1施設での焼却体制へ移行するため、可燃ごみの減量が急務となっています。

ごみの減量には、職員一人ひとりが先頭に立ち、率先して市民の見本となる行動をとることが重要であるため、職員のごみの減量に向けた取組みへのご協力をお願いします。

【職場編】

～市内ごみの資源物混入^{ゼロ}0宣言～

本市では、事業者の店舗や事務所から出る事業系一般廃棄物の5%削減を目指し、分別の徹底や適正排出を呼びかけています。

市内で出るごみについても、事業系一般廃棄物となりますので、市役所が各事業者のモデルとなるよう、分別を徹底し、可燃ごみに資源化が可能な資源物の混入^{ゼロ}0を目指します。

【自宅編】

～まずは自宅から～

職員も家に帰れば一市民です。市民の模範となるよう、日頃から分別のルールを理解し、適正な分別をお願いします。

～ごみ収集場所や不法投棄の情報提供～

不法投棄はもちろん、ごみ収集場所でも分別ルールが守られていないごみは、回収されません。

お住まいの近くで分別ができていないごみ収集場所や、通勤などで不法投棄を発見したら、環境資源対策課まで情報提供をお願いします。

【イベント編】

～イベントごみもできるだけ分別～

普段は、しっかりごみを分別している人も、各課等で実施しているイベントの際は、可燃ごみとして捨てていませんか。

全て可燃ごみとして出すのではなく、何か1種類でも分別できるよう意識してください。

～啓発チラシの配付～

本市のごみの現状を周知する機会を増やすため、各課等で実施しているイベント等において、ごみ減量通信等のチラシの配付をお願いします。

【環境資源対策課】

～庁内ごみの調査～

環境資源対策課では、庁内ごみの資源物混入率^{ゼロ}0を目指して、不定期で、庁内ごみの調査を実施します。

結果は庁内掲示板等でお知らせしますので、資源物混入率^{ゼロ}0にご協力をお願いします。

～分別情報の発信～

職員の分別ルールを理解を深めるため、分別に関する疑問に答える「分別豆知識」を庁内掲示板等で紹介します。

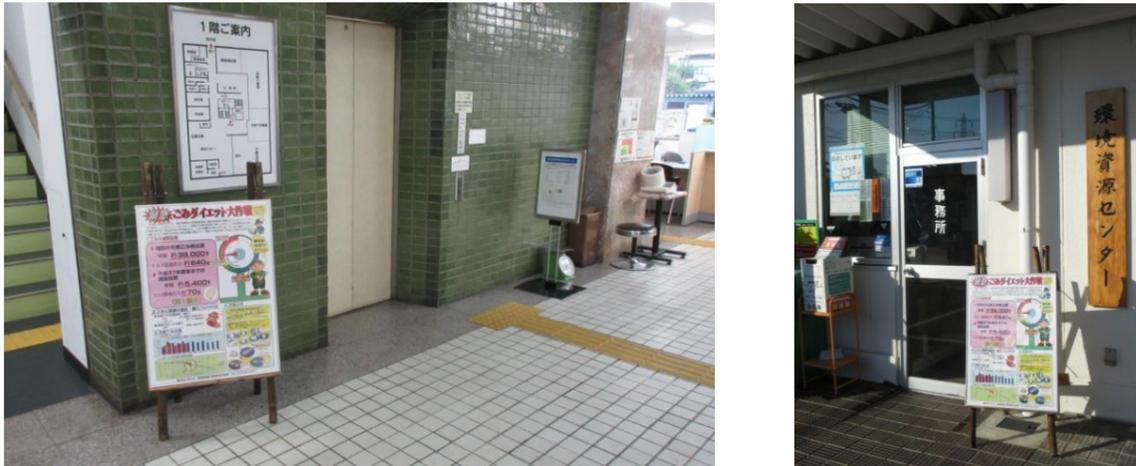
～ごみ減量の見える化～

現在ごみの減量状況がひと目でわかる「ごみダイエット大作戦」パネルを市役所本庁舎及び各公民館等に展示しています。このパネルでは、今後、可燃ごみの減量による焼却コストの削減効果など、費用面を含む最新の情報を発信し、市民に対する普及啓発に努めます。

公共施設設置ごみ減量啓発パネル「ごみダイエット大作戦」について

1. 展示の様子

市役所本庁舎、環境資源センターのほか、市内各公民館にも展示予定です。



↑ 本庁舎及び環境資源センターに設置した啓発パネル

2. 掲示の内容

緊急ごみダイエット大作戦

分別の徹底や生ごみの資源化などでごみを減らそう!

平成37年度末までに、現在稼働中の伊勢原清掃工場焼却施設の稼働停止が予定されており、その後は、はだのクリーンセンター1施設での焼却体制に移行します。ごみ処理基本計画の中間目標年度である平成33年度時点で、ごみの減量が計画どおり進んでいない場合、ごみ排出量に応じた負担の公平性と排出抑制の観点から、家庭ごみの有料化も含めて検討する予定です。

1. ごみの減量目標

▶ **現在の可燃ごみ排出量**
年間 **約39,000t**
1人1日当たり **約640g**

▶ **平成37年度末までの減量目標**
年間 **約5,400t**
1人1日当たり **約70g**
(卵1個分)

平成25年度実績 約42,000t
平成29年度実績 約39,000t
平成37年度目標 33,600t
5,400t
まずは水きりダイエット

可燃ごみの現状と減量目標がひと目でわかるコーナー

2. ごみと資源の歳出・歳入(平成29年度実績)

- ◆ 年間ごみ処理経費(歳出)
 - 合計 約18億7,300万円
 - (1人当たり) 約11,300円
- ◆ 資源分別による歳入
 - 合計 約9,120万円

3. 可燃ごみの量

(1) 前年度同月との比較

月	H29年間可燃ごみ量(t)	H30年間可燃ごみ量(t)
4月	4,000	4,000
5月	4,000	4,000
6月	4,000	4,000
7月	4,000	4,000
8月	4,000	4,000
9月	4,000	4,000
10月	4,000	4,000
11月	4,000	4,000
12月	4,000	4,000
1月	4,000	4,000
2月	4,000	4,000
3月	4,000	4,000

(2) 可燃ごみの計画値と実績の推移

年度	計画値(t)	実績(t)
H25	42,000	42,000
H26	41,000	41,000
H27	40,000	40,000
H28	39,000	39,000
H29	39,000	39,000
H30	38,000	39,000
H31	37,000	38,000
H32	36,000	37,000
H33	35,000	36,000

毎月最新のデータに更新します。

4. お知らせ

分ければ資源、混ぜればごみ!
分別ルールを徹底するだけでも、可燃ごみの減量が可能です。(今年度削減計画の結果、既存の分別ルールの徹底だけで、1人1日約90gの減量が可能であることが分かりました) 今一度、古紙や容器包装プラスチックなどの資源物の分別の徹底にご協力ください。

資源物の日に出せる紙の種類が増えています!
出し方も簡単に!

- 今まで可燃ごみとしていた紙類
 - 内袋がワックスやアルミでコーティングされている紙類
 - ハガキ
- ひもで縛りにくい紙類
 - トイレ用ペーパー
 - ラップの芯

透明のポケットを取り付け、その時々のお知らせを配布します。

より詳細なごみと資源のデータ

部長会議付議事案書（報告）

（平成30年10月4日）

提案課名 下水道施設課

報告者名 山口 廣

事案名	浄水管理センター改築事業費（汚泥処理棟）における日本下水道事業団発注工事の競争入札の市内事業者の参加（活用）について	資料 有
提案趣旨	<p>平成25年12月18日付けの「地域経済の活性化と雇用の創出・拡大を促進する決議」を受け、工事における市内事業者の活用を図るため、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）との調整を経て、平成26年度以降における事業団の工事発注において、市内事業者の参加（活用）に対する特例措置の対応が図られました。</p> <p>このことについて、平成30・31年度継続費設定した浄水管理センター改築事業の工事発注に当たり、事業団において、入札・契約制度（基準）における競争性と透明性及び公平性の確保を目的として見直しが図られ、市内事業者の参加（活用）の内容に変更がありましたので、報告するものです。</p>	
概要	<p style="text-align: center;">事業団の入札・契約制度（基準）の変更内容</p> <p>1 従来の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">工事費9億円未満の土木・建築工事の複合発注について、JVとして参加</p> <p>(1) JVの代表者（いわゆる親）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木・建築工事：土木及び建築工事の登録業者 ・建築・土木工事：建築及び土木工事の登録業者 <p>(2) JVの代表者以外（いわゆる子）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木・建築工事：<u>土木又は建築工事の登録業者</u> ・建築・土木工事：<u>建築又は土木工事の登録業者</u> <p style="padding-left: 40px;">*市内業者16者</p> <p>2 変更後の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">1と同様の複合発注について、JVとして参加</p> <p>(1) JVの代表者（いわゆる親）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木・建築工事：土木及び建築工事の登録業者 ・建築・土木工事：建築及び土木工事の登録業者 <p>(2) JVの代表者以外（いわゆる子）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木・建築工事：<u>土木の登録業者</u> <p style="padding-left: 40px;">*市内業者14者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築・土木工事：<u>建築の登録業者</u> <p style="padding-left: 40px;">*市内業者 4者</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>建築工事はさらに、単独で参加</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内建築登録業者及び近接市町村（伊勢原市、平塚市、厚木市、山北町、松田町、大井町、中井町、清川村）建築登録業者 <p style="padding-left: 40px;">*市内業者 3者</p>	

経 過	平成25年12月18日	市議会における決議
	平成26年 4月22日	市から事業団に対して要請
	6月 2日	事業団から回答
	11月13日	事業団に対し、さらなる要請
	11月20日	事業団から回答（本市に特例措置が図られる）
	平成30年 9月26日	事業団に対し市内本店所在業者活用等の要請
	10月	事業団から回答予定
今 後 の 進 め 方	平成30年10月16日	議員連絡会において報告
	10月22日	工事の入札に係る公告
	11月 下旬	契約締結
	平成32年 2月 中旬	工事完了予定

地域経済の活性化と雇用の創出・拡大を促進する決議について

地域経済の活性化と雇用の創出・拡大を促進することについて、別紙のとおり決議を行うものとする。

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日提出

提出者	秦野市議会議員	吉 村 慶 一
賛成者	同	和 田 厚 行
	同	小 菅 基 司
	同	佐 藤 敦
	同	横 山むらさき
	同	露 木 順 三

提案理由

地域経済の活性化には、地元企業の健全な発展を支援し、雇用の確保を図ることが重要であるため、日本下水道事業団等への工事委託を含めた市発注工事において、市内企業への優先発注や下請業者としての優先的活用について強く求めるため、決議するものであります。

地域経済の活性化と雇用の創出・拡大を促進する決議

我が国経済は、「大胆な金融緩和」、「機動的な財政政策」等の経済政策により、企業の業績改善や個人消費の持ち直しが見られ、景気は緩やかな回復傾向にあると言われていたが、景気回復の実感は中小企業や小規模事業者、地域経済にはいまだ十分浸透しておらず、中小企業等は依然として厳しい経営状態にある。

地域経済の活性化には、地域における企業の生産や投資が消費の拡大につながり、新たな投資や雇用の創出・拡大に結びつく経済の好循環の実現が必要であり、そのためには地域経済の中心的役割を担う、地元企業の健全な発展を支援することが重要である。

また、地域経済を活性化し、雇用の創出・拡大を促進することは、市民生活の安定や市政の健全な発展につながると確信するものである。

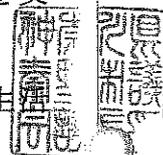
さらに、平成23年3月の東日本大震災で見られたように、被災に対する緊急対応・復旧活動においては地元事業者が大きく貢献するとともに、即応できるのも地元事業者である。

よって、本市議会は、本市経済の成長に主体的な役割を担う市内企業の健全な発展、市内における雇用の確保、内需主導型の経済成長等の見地から、日本下水道事業団等への工事委託を含めた市発注工事においては、市内に本店を有し、施工体制を備えた市内企業への優先発注や下請業者として市内企業の優先的活用について強く求めるものである。

以上、決議する。

平成25年12月18日

秦野市議会



FNo.9・2・0 (丙)

平成30年 9月26日

日本下水道事業団
関東・北陸総合事務所
所長 杉山 純 様

秦野市長 高橋 昌 和

工事発注等に係る市内本店所在業者活用等の要請について (依頼)

日ごろ、当市下水道事業の運営について、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

これまで、貴事業団へは、当市公共下水道の終末処理場である秦野市浄水管理センターの耐震補強工事や老朽化に伴う再構築工事において、市内経済の活性化と市内業者の育成を図るため、市内本店所在業者の活用等を要請し、一定規模の工事については市内本店所在業者の参入が図れるよう等級区分の特例措置対応を実施していただいております。

つきましては、今年度発注を予定している工事においても、平成26年11月20日付け関北総PM発第267号によりご回答いただいた内容に基づき、引き続き同様の特例措置対応を図られますよう要請します。

事務担当は、

上下水道局下水道施設課下水道計画担当です。

電話 0463-81-4114 内線 51213 (守屋)

ファックス 0463-82-4258

e-mail g-sisetu@city.hadano.kanagawa.jp